

第4章 計画の基本的な考え方



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を發揮して、健康で生きがいに満ちた生活を最期まで送ることが望めます。

そのためには、高齢者のみではなく、

- ①若年者も含めたすべての人が、「自身の健康に留意し、
自ら努力していくこと（自助）」
- ②地域に住む人びとが、「協力してお互いに支え合うこと（共助）」
- ③行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取ること（公助）」
が必要です。

高齢者への保健、福祉、介護の施策を推進し、地域での生活を支援することで「高齢者が可能な限り住み慣れた場所で、その人らしい人生を送ることができる地域」になることを目指します。このため、高齢者が「生きがいを持つこと」、「健康長寿であること」、「地域につながりがあること」をあるべき姿とし、基本理念に掲げます。

■□ 基本理念 □■

生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

2. 基本目標

基本目標は、第6期計画で区分した項目分けにもとつきながら、以下の方向性により整理して掲げ、施策体系を構築します。

基本目標1. 暮らしを包括的に支える環境の整備（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

- ・ 支援を要する方に対する介護、医療、住環境等において、包括的に支える施策について、「基本目標1」に位置づけます。

基本目標2. 健康に暮らせる環境の整備（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

- ・ 介護予防の推進、自立支援と、それに伴う生活援助に係る施策について、「基本目標2」に位置づけます。

基本目標3. 楽しく明るく暮らすための環境の整備（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

- ・ 生きがいづくり、社会参加、多様な集いの場の充実に資する施策を「基本目標3」に位置づけます。

基本目標4. 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり（安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実！）

- ・ 地域で支える仕組みづくり・体制構築及び支援（生活支援）等について、「基本目標4」に位置づけます。

3. 重点目標

重点目標は、国の掲げる「地域包括ケアシステムの推進」をさらに推し進める観点から、第6期計画の重点目標を継承して掲げます。

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

● 施策の体系図

基本理念

生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

基本目標1 暮らしを包括的に支える環境の整備
(介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進)

(1) 地域包括ケアシステムの機能の充実

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域包括支援センターの周知・広報
- ③ 総合相談の充実（高齢者の包括的相談支援体制の充実）
- ④ 権利擁護の推進
 - ④-1 権利擁護相談の充実
 - ④-2 日常生活自立支援事業
 - ④-3 虐待の早期発見と防止
 - ④-4 成年後見制度利用支援事業の実施
- ⑤ 地域ケア会議の充実

(2) 在宅医療・介護連携の推進による環境整備

- ① 在宅医療と介護連携の体制整備
(※切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築)
- ② 看取り・ターミナルケアの普及促進
- ③ 新たな介護保険施設「介護医療院」への対応

(3) 認知症の早期対応による包括的支援

- ① 認知症初期集中支援チームによる支援の充実
- ② 認知症地域支援推進員による支援体制の強化

(4) 包括的な生活支援サービスの推進

- ① 生活支援におけるコーディネート推進

(5) 介護保険サービスの質の向上

- ① 介護サービス事業所への指導及び監査
- ② ケアマネジメント力の資質向上
- ③ 介護人材の確保

(6) 施設サービスの基盤整備に係る対策

- ① 地域密着型サービス等の整備充実
- ② 通所系事業所の新規の指定申請に対する対応

(7) 介護給付の適正化等の推進

- ① 介護給付等費用適正化事業の強化

(8) 包括的に支える住環境の整備

- ① 市営住宅の整備における住環境対策
- ② 住宅改修による住環境の整備

基本目標2 健康的に暮らせる環境の整備
(介護予防の推進、自立支援・援助の充実)

(1) 高齢者の自立支援＝
介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ① 訪問型サービスの推進
 - ①-1 訪問介護予防サービス（国基準によるサービス）の実施
 - ①-2 訪問型サービスA（市基準による、自立型サービス）の実施
 - ①-3 訪問型サービスB（生活応援隊）の実施
 - ①-4 訪問型サービスC（短期集中型サービス）の実施
 - ①-5 訪問型サービスD（移動支援）の実施
- ② 通所型サービスの推進
 - ②-1 通所介護予防サービス（国基準によるサービス）の実施
 - ②-2 通所型サービスA（市基準による、自立型サービス）の実施
 - ②-3 通所型サービスB（住民主体による団体等への支援）の実施
 - ②-4 通所型サービスC（短期集中型サービス）の実施
- ③ 生活支援サービス（配食サービス）の実施
- ④ 介護予防ケアマネジメントの実施

(2) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

- ① 介護予防把握事業の実施
- ② 介護予防普及啓発事業の実施
- ③ 高齢者教室の実施
- ④ 地域サービスの推進
- ⑤ かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブの実施

(3) 生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進

- ① 特定健診・特定保健指導及び長寿健診の推進
- ② がん検診の実施
- ③ 生活習慣病予防の周知・啓発
- ④ 健康いとまん21の推進
- ⑤ 食育の推進（※食生活改善推進による各種活動のサポート、助言など）
- ⑥ 中高年の運動の促進
- ⑦ 歯の健康の取り組み推進

(4) 介護予防拠点の基盤整備

- ① 介護予防拠点の基盤整備

基本目標3 楽しく明るく暮らすための環境の整備
(気軽に交流や活動に参加できる環境整備など)

(1) 生きがいづくりの推進

- ① スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進
- ② シルバー人材センターの活用促進
- ③ 世代間交流の機会拡充
- ④ 糸満市版長寿大学の実施
- ⑤ 敬老会実施及び敬老祝金支給

(2) 多様な通いの場の拡充

- ① 地域デイサービスによる「高齢者サロン」づくりの推進
- ② 地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり
- ③ 家族介護者の集いの場の充実
- ④ 老人福祉センター等の整備検討
- ⑤ 公民館を活用した交流の充実

(3) 老人クラブ活動の促進

- ① 老人クラブへの加入促進
- ② 組織強化の推進、リーダー等の育成

基本目標4 安心して暮らすための環境の整備と
体制づくり
(安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実！)

(1) 高齢者の見守り活動の推進

- ① 地域の見守りネットワーク体制の構築
- ② 緊急通報システム事業の継続
- ③ 福祉電話設置事業の継続
- ④ 配食事業による見守り強化

(2) 認知症対策の推進

- ① 認知症の理解促進と市民への周知
(周知広報の充実、市民講演会等の開催など)
- ② 認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充
- ③ 認知症支援のネットワークづくり
- ④ 認知症の家族介護者への支援（※認知症カフェ等の開設）

(3) 在宅生活に係る支援事業の推進

- ① 介護用品支給事業
- ② 家族介護慰労助成事業
- ③ 軽度生活援助事業

(4) 地域における生活支援の体制づくりの推進

- ① 生活支援コーディネーターによる生活支援サービスの検討
(※生活支援に資する地域資源等の開発などの検討)
- ② 協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築

(5) 移動手段の確保、交通手段の充実

- ① 送迎バス活用事業の継続対応
- ② 外出支援サービス事業の継続
- ③ 新たな交通手段の整備促進（※新公共交通の検討、推進）

(6) 災害時の対策の推進

- ① 地域での防災体制の充実（※自主防災組織の結成促進等）
- ② 避難行動要支援者の登録の推進
- ③ 救急医療情報キットの普及促進

(7) ボランティア活動の推進と連携

- ① ボランティアの養成と活動支援の強化
- ② 社協ボランティアセンターとの連携強化
- ③ 傾聴ボランティアの促進

5. 日常生活圏域の設定について

基本理念にある「つながり」や重点目標の「包括ケア」を構築するためには、地域づくりがとても重要となります。市では、地域のつながりや地域包括ケアシステムの推進について、以下の圏域設定により進めていきます。

(1) 圏域と地域ネットワークの展開

一人暮らし高齢者の増加にともない、地域での見守り活動等の必要性が増しています。しかし、役所で各地域のすべてについて状況把握を行い、きめ細かな対応を図ることは困難となっています。

このため、圏域単位に住民と協働したサービス（地域ネットワーク）を推進していく体制づくりを構築します。

■ 圏域のあり方

	規模、単位	サービス内容
小規模な圏域	字・自治会	地域デイサービス・見守り支援、身近な地域の相談支援
	小学校区	
中規模な圏域	中学校区	地域密着型サービス、第2層協議体の運営、地域包括支援センター
大規模な圏域	市	高齢者福祉サービス、介護保険サービス、総合事業、介護予防、第1層協議体の運営

(2) 日常生活圏域について

市では、日常生活圏域を5つに設定し、圏域ごとに訪問や高齢者把握事業の円滑な事業展開を図ってきました。第7期計画においても現在の5圏域において、地域包括支援センターによる高齢者の実態把握と相談等の対応に取り組めます。

圏域名	行政区	高齢者数 (H29)	高齢化率 (H29)
糸満圏域	字糸満全域	2,432人	23.60%
西崎圏域	西崎町、西川町、潮平、阿波根、兼城ハイツ	2,777人	12.89%
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富	2,687人	18.56%
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里、潮崎町	1,466人	20.88%
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、束里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,366人	32.08%

< 糸満市の日常生活圏域区分 >

